

重要な会計方針

1. 有価証券(投資有価証券及び子会社株式を含む)の評価方法及び評価基準
 - 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券 時価のあるもの …… 決算日の市場相場に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの …… 移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブの評価基準 …… 時価法
3. たな卸資産の評価方法及び評価基準
 - 仕掛品及び原材料(主要材料) …… 後入先出法による原価法
 - 製品・商品、半製品、原材料(部分品)及び貯蔵品 …… 総平均法による原価法
4. 固定資産の減価償却方法
 - 有形固定資産 …… 建物については定額法、建物以外については定率法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりである。
建物…………… 7年～50年
機械装置…………… 4年～12年
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却している。
 - 無形固定資産 …… 定額法
5. 引当金の計上方法
 - (1)貸倒引当金
売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - (2)債務保証損失引当金
損失発生見込額を計上している。これは、商法第287条の2に規定する引当金である。
 - (3)退職給付引当金
従業員の退職給付の支給に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上している。
なお、会計基準変更時差異については、当期において全額を特別損失として計上している。
また、数理差異上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(14年)による定額法により翌事業年度から費用処理する方針である。
 - (4)役員退職慰労引当金
内規に基づく期末要支給額を計上している。これは、商法第287条の2に規定する引当金である。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
8. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

「追加情報」

1. 退職給付会計

当期より退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用している。この結果、従来の方法によった場合と比較して、退職給付費用が39百万円増加し、経常利益は36百万円減少している。

なお、当期において、会計基準変更時差異13,652百万円全額を特別損失に計上するとともに、退職給付信託設定益16,464百万円を特別利益に計上した結果、税引前当期純利益は2,775百万円増加している。

また、従来計上していた「退職給与引当金」は当期より「退職給付引当金」及び「役員退職慰労引当金」に区分して表示している。

2. 金融商品会計

当期より金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用している。この結果従来の方法によった場合と比較して、経常利益は17百万円減少し、税引前当期純利益は9百万円増加している。

また、期首時点で保有する有価証券の保有目的を検討し、預金と同様の性格を有するものは流動資産の有価証券として表示し、それら以外は投資有価証券として表示している。その結果、流動資産の有価証券は347百万円減少し、投資有価証券は同額増加している。

3. 外貨建取引等会計基準

当期より改定後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計基準の改定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用している。この変更による損益への影響額は無い。

貸借対照表の注記事項

	前 期	当 期	増 減
1. 有形固定資産 減価償却累計額	43,357 百万円	43,219 百万円	△ 138 百万円
2. 受取手形割引高	25 "	10 "	△ 15 "
3. 債務保証※1	11,749 "	12,099 "	350 "
4. 保証予約等※2	11,179 "	9,587 "	△ 1,591 "
5. 自己株式	2,282 株 (875 千円)	312 株 (107 千円)	△ 1,970 株 (△ 767 千円)

※1. 債務保証の金額には他社との共同保証による実質他社負担額 1,200百万円を含めて表示している。

※2. 保証予約等の期末残高は日本公認会計士協会監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」に従い、保証予約等、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについて表示している。

6. 期末日満期手形の会計処理

当会計期末日は、金融機関の休業日であるが、満期日に決済が行われたものとして処理している。会計期末残高から除かれている期末日満期手形は、次のとおりである。

受取手形 1,161 百万円 支払手形 1,102 百万円

7. 配当制限

有価証券を時価評価したことにより、純資産額が4,276百万円増加している。

なお、当該金額は商法第290条第1項第6号の規定により、配当に充当することが制限されている。

リース取引関係

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

期 別 種 類	前 期			当 期			増 減		
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末 残高 相当額	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末 残高 相当額	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末 残高 相当額
機 械 及 び 装 置	83	43	39	98	56	41	15	13	1
工 具・器 具 及 び 備 品	398	211	186	368	201	166	△ 30	△ 10	△ 20
そ の 他 投 資 等	43	20	23	77	27	50	34	7	26
合 計	525	275	250	544	286	258	19	10	8

(注) 取得価額相当額の算定は、財務諸表等規則第8条の6第2項に基づき、支払利子込み法によっている。

2. 未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前 期	当 期	増 減
1 年 内	99	102	2
1 年 超	150	156	6
合 計	250	258	8

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、財務諸表等規則第8条の6第2項に基づき支払利子込み法によっている。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位:百万円)

	前 期	当 期	増 減
支 払 リ ー ス 料	114	107	△ 7
減 価 償 却 費 相 当 額	114	107	△ 7

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。